

合併処理浄化槽を設置しませんか

住宅等に合併処理浄化槽を設置する方へ補助金を交付しています。合併処理浄化槽の設置は、清潔で快適な生活環境の維持に加え、水環境を守ることもつながりますので、くみ取り式のトイレをご利用の方やトイレの汚水のみを処理する単独処理浄化槽を設置している方は、ぜひ合併処理浄化槽の設置をご検討ください。

なお、公共下水道や農業集落排水の整備区域内の方、すでに合併処理浄化槽を使用している方は補助金の対象にならない場合があります。

また、当補助金は年度内の交付可能枠が決まっているため、早めの申請またはご相談をお願いします。

■補助金額

浄化槽の大きさ	限度額
5人槽	40万2,000円
7人槽	49万1,000円
10人槽	63万8,000円

※町内業者による施工の場合は上記限度額に2万円が加算されます。

※浄化槽の大きさは使用人数により決定します。詳細は町建設課または浄化槽設置工事施工業者までお問い合わせください。

合併処理浄化槽とは

トイレの汚水のほか、台所やお風呂の排水も一緒に処理する浄化槽のこと

下水道(農業集落排水)に接続しませんか

申請者自らが居住する既存の住宅で新規に下水道(農業集落排水)に接続し、工事施工業者として町内指定店を利用した方へ右記のとおり補助金を交付しています。下水道に接続することは、清潔で快適な生活環境の維持に加え、水環境を守ることもつながりますので、この機会に下水道への接続をご検討ください。

対象経費 ● 下水道接続工事費

補助金額 ● 対象経費の3分の1以内の額
(上限額10万円)

※千円未満の端数は切り捨てます。

申・問 町建設課 上下水道班 ☎0187(84)4910

木造住宅の耐震診断・耐震改修をお考えの皆さまへ 耐震診断支援・耐震改修補助事業のお知らせ

募集期限 ● 9月30日(木)

対象住宅	昭和56年5月31日以前に建築され、自ら居住する町内の木造住宅	
耐震診断支援事業	制度概要	対象住宅の耐震診断を希望する方に耐震診断士を派遣します。 自己負担額:1万円 ※診断料13万円のうち、町が12万円を負担します。
	対象者	① 対象住宅を所有(共有を含む)する個人 ② 町税および使用料などの滞納がない方
耐震改修補助事業	対象工事	上記耐震診断により上部構造評価点が1.0未満と判断されたものを1.0以上にするため、耐震設計を行い補強する改修工事で、令和4年2月末日までに実績報告書を提出できるもの。 ※簡易な耐震補強などは対象となりません。
	補助金額	耐震改修に要する費用の3分の1の額(千円未満切捨て) ■補助金限度額 ・町内事業者施工の場合:70万円 ・町外事業者施工の場合:60万円
	対象者	① 対象住宅を所有(共有を含む)する個人 ② 町税および使用料などの滞納がない方 ③ 過去に当補助金を活用した工事を実施していない方
	その他	秋田県住宅リフォーム推進事業と併せてご利用になれます。

国の補助金を活用しているため、診断士の派遣時期および耐震改修の実施時期については事前にお問い合わせください。

申・問 町建設課 建設管理班 ☎0187(84)4910

消防署からのお知らせ

古い消火器の破裂事故が発生しています！

令和3年5月、兵庫県姫路市で発生した火災で初期消火を試みたところ、消火器が破裂して容器が胸部に当たり、負傷する事故が発生しました。



【原因】

- ① 加圧式の粉末消火器であったこと
- ② 製造から20年以上経過していたこと
- ③ 底部が腐食していたこと
- ④ 定期点検をしていなかったこと

■事業所の消火器

消防法により6カ月に1回、定期点検が義務づけられています。また、製造から10年以上経過した消火器は、耐圧性能に関する点検が必要となります。消火器本体裏面に記

載の「使用期限」と「製造年」をご確認ください。

平成23年1月1日以前に製造された消火器(加圧式)は令和3年12月31日以降、使用できなくなります。

■一般家庭の消火器

定期点検の義務はありませんが、10年以上経過したものや腐食しているものは重大な事故につながる危険が高いため交換をお勧めします。



■加圧式(圧力計なし)



■蓄圧式(圧力計あり)

現在、市販されている消火器はすべて蓄圧式なため破裂の心配がありません。
消火器を交換する場合は、購入したお店またはホームセンター等お近くの販売店にお問い合わせください。

問●南消防分署 ☎0187(87)8119、東消防分署 ☎0187(88)2119

国民年金に関するお知らせ

新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方へ

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入や所得額が一定基準額以下である年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。**受け取りには請求書の提出が必要です。**ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。今回新たにお受け取りの対象になる方には、日本年金機構が請求可能な旨のお知らせを8月下旬から送付しています。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に記入のうえ提出してください。

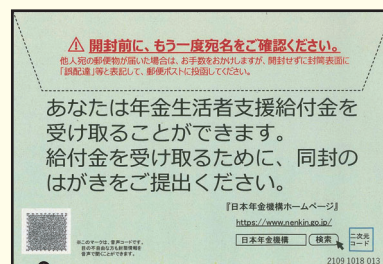
※現在給付金を受給されている方で引き続き支給要件を満たしている場合、手続きは原則不要です。

重要

令和4年1月4日までに手続きを行った場合は令和3年10月分より支給されますが、期日以降に手続きした場合は、請求月の翌月からの支給となりますのでご注意ください。

注意事項

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。日本年金機構や厚生労働省から、口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めたりすることはありません。



問●給付金請求に関すること…給付金専用ダイヤル ☎0570(05)4092(ナビダイヤル)
※050で始まる電話からのお問い合わせは ☎03(5539)2216 までお願いします。
請求手続きに関すること…大曲年金事務所 お客様相談室 ☎0187(63)2296
町住民生活課 戸籍年金班 ☎0187(84)4903



年金 給付金 検索